

令和7年4月
拡充

オンライン申請できる 屋外広告業の手続を拡充しました

これまでは、屋外広告業に係る変更・廃業届出でオンライン申請が可能でしたが、令和7年4月から、屋外広告業登録（新規・更新）申請もオンラインで行えるようになりました。

手数料の支払いはオンライン決済（クレジットカードまたはPay-easy（※1））が利用できます。

また、申請内容をオンラインで入力することで、一部の申請書の作成が不要になります。

来庁・郵送
不要

収入証紙の
購入不要
※オンライン
決済で支払

一部の
申請書様式の
作成不要

ペーパーレス



りくちゃん

○ オンライン申請可能な手続き

手続き内容		申請時期	申請先 二次元コード
屋外広告業 登録申請	新規申請	鹿児島県内で屋外広告業を営もうとするとき	
	更新申請	登録期間満了日の30日前まで	
登録事項変更届出		屋外広告業の登録事項に変更等が生じた日から30日以内	
廃業等届出		屋外広告業の廃業等があった日から30日以内	

◆ これまでどおり、郵送や来庁による申請・届出も受け付けています。

※1 県が指定する金融機関の電子申請サービスに対応しているインターネットバンキングなどを
利用して支払いができるサービス

○ 留意事項

※ 屋外広告物の表示・設置に関しては、表示・設置する場所を管轄する市町村において手続が必要です。申請方法は各市町村にお問い合わせください。

○ 詳細は鹿児島県ホームページをご確認ください。

〈電子申請システムによるオンライン申請の開始について〉

※ 電子申請システムのご利用はこちら

<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/okugai/dennshishinnseiuuketsuke.html>



〈屋外広告業の登録について〉

※ 屋外広告業の概要はこちら

<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/okugai/gyousya05.html>



【申請・お問い合わせ先】

鹿児島県土木部都市計画課調整係

住 所：〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

電 話：099-286-3683

E-mail：toke-tyo@pref.kagoshima.lg.jp



かごしま未来応援隊！

(愛称：KM0『Kagoshima Mirai Ouentai』)